

平成24年8月10日

## インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に 対する要請について（平成24年1月～3月）

消費者庁は、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示について、改善要請等を行いました。

消費者庁では、平成24年1月から3月の期間、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視を実施しました。この結果、208事業者による269商品の表示について、健康増進法第32条の2第1項に違反するおそれのある文言等があったことから、平成24年8月10日、これらの事業者に対し、表示の適正化を求めるとともに、ショッピングモール運営事業者へも協力を要請しました。

消費者庁では引き続き、これらの広告等を監視し、法に基づく適切な措置を講じてまいります。

《問合せ先》

消費者庁食品表示課 金子、小堀

TEL 03-3507-9222

FAX 03-3507-9292

## インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視状況

### 1. 監視方法

- (1) 監視期間：平成 24 年 1 月から 3 月（平成 24 年度第 4 回）
- (2) 検索方法：ロボット型全文検索システムを用いて、キーワードによる無作為検索の上、検索されたサイトを目視により確認
- (3) 検索キーワード：「インフルエンザ」「花粉症」「乾燥肌」「ウイルス対策」「ノロウィルス」等の季節性の疾病等の予防に効果があるかのような表現等

### 2. 要請方法

健康増進法第 32 条の 2 第 1 項に違反するおそれのある文言等を含む表示をしていた事業者に対し、表示の適正化を求めるメールを送信するとともに、このことをショッピングモール運営事業者にも通知し、協力を要請した。

### 3. 平成 23 年度インターネット監視結果

監視期間	改善要請件数	改善件数
平成 23 年 4～6 月	25 (12)	25 (12)
平成 23 年 7～9 月	282 (180)	282 (180)
平成 23 年 10～12 月	174 (153)	169 (148)
平成 24 年 1～3 月	269 (208)	—

( ) は事業者数

### 4. 参照条文

健康増進法（平成 14 年法律 103 号）（抜粋）

（誇大表示の禁止）

第三十二条の二 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項（次条第三項において「健康保持増進効果等」という。）について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

2 略

（勧告等）

第三十二条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 略

<参考>

平成24年1月から3月の期間に実際に表示されていた健康保持増進効果等について（一部）

商品区分	表示されていた健康保持増進効果等
生鮮食品 (農・水産物)	免疫力向上、アレルギー緩和、花粉症、美肌効果、アトピー性皮膚炎、ガン予防、抗炎症、口臭・体臭予防、新陳代謝向上、デトックス効果、むくみ解消
加工食品 (菓子類、 農産加工品、 水産加工品、 畜産加工品、 調味料等)	花粉症、インフルエンザ、風邪、抗炎症、抗ウイルス、美肌効果、抗アレルギー、アトピー性皮膚炎、ガン予防、口内炎、動脈硬化、食中毒、免疫力向上
飲料等 (茶、コーヒー及び ココアの調整品、 飲料、酒類)	花粉症、抗アレルギー、風邪、美肌効果、インフルエンザ、痩身効果、免疫力向上、アトピー性皮膚炎、便秘、冷え性、貧血、利尿作用、糖尿病、疲労回復、婦人病、老化防止
いわゆる 健康食品 (カプセル、錠剤な ど)	花粉症、抗アレルギー、抗炎症、美肌、免疫力向上、インフルエンザ、風邪、アトピー性皮膚炎、鎮痛作用、抗ウイルス、鼻炎、コレステロール値低下、老化防止、痩身効果、生活習慣病、整腸作用、疲労回復